

## 持分なし医療法人への移行

従来から「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」への移行を促進させるため、**特例措置**が講じられていました。

その内容は次のとおりです。

平成 26 年 10 月から平成 29 年 9 月の間に、持分なし医療法人への移行計画について厚生労働省から認定を受けた場合、その認定医療法人が持分なし医療法人へ移行する期間に発生する相続税・贈与税を猶予し、移行後にその猶予税額を免除する。

しかし、**認定医療法人**制度によって持分のない医療法人へ移行すると、出資者の相続に係る相続税や、出資者間のみなし贈与税は猶予・免除されるのですが、**医療法人に贈与税**が課される可能性があったのです。

医療法人の贈与税も非課税とするためには、ハードルの高い要件をクリアしなければなりません。

例えば、贈与税の非課税基準に「理事 6 人以上、監事 2 人以上。役員のうち親族は三分の一以下」という基準があります。つまりは“**非同族経営への移行**”を求められるということです。

平成 29 年度税制改正では、次のような見直しが行われました。

イ 新しい認定要件をクリアした新しい医療法人は、移行期限までに持分なし医療法人へ移行した場合は、贈与税を課さない。

ロ 移行後 6 年間は認定要件を維持し、その間に認定要件に該当しなくなった場合は経済的利益に対して贈与税を課す。

ハ 納税猶予の特例措置を 3 年間延長する。



新しい認定要件は、平成 29 年 10 月からスタートしています。

認定要件自体は 8 つ追加されましたが、**医療法人に対して贈与税は課されないことが明確**になりました。

結果として、「持分なし医療法人」への移行がしやすくなったといわれています。